

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 8 月 1 日
担 当 課	福祉政策課 地域福祉担当室

契約業者名・住所	株式会社東京リーガルマインド・東京都千代田区神田三崎町 2 丁目 2 番 1 2 号
工事等の名称	松戸市自立相談支援事業業務委託
工事等の場所	松戸市根本 3 8 7 番地の 5 松戸市役所内
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	4 9, 4 5 9, 9 6 8 円（消費税及び地方消費税を含む）
工事等の概要	松戸市自立相談支援事業に関する委託
随意契約の理由	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業は、本制度の理念を実現するための中核的な事業で、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて支援計画を策定し、関係機関との調整などを行うものである。 生活困窮者の自立を考えるにあたっては、居場所やつながりの形成など、個々人へのアプローチのみならず、地域に向けた取り組みが必要となる。また、多様で複合的な課題を有する生活困窮者の課題解決のためには、相応の包括的な支援を用意することが必要である。 そのためには、様々な分野の動員が必要であり、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者や、相談支援業務の経験者等の職員を配置し、関係機関との連携や地域資源の活用を図りつつ、生活困窮者への適切な支援を行うことが求められる。 よって、本事業は、高度な専門知識、ノウハウ、経験などが必要とされることから、公募型プロポーザル方式を行った結果、令和 7 年度より「株式会社東京リーガルマインド」を委託者に選定した。

	「株式会社東京リーガルマインド」は、令和7年度において十分な実績をあげ、つつがなく契約履行している業者であることから、令和8年度においてももっとも適切な業者であると考えます。 以上のことから、松戸市自立相談支援事業業務委託は、「その性質又は目的が競争入札に適しない」と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、事業者と随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。
--	---